

障害児福祉計画に係る基本指針のポイント（案）

1. 基本的な考え方

(1) 次の考え方に基づき、基本的理念の中に「障害児の健やかな育成のための発達支援」として記載してはどうか。

基本的理念に盛り込むにあたっての考え方	基本指針 (案)
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。	(1) - ①
「今後の障害児支援の在り方について」（報告書） （平成 26 年 7 月 16 日障害児支援の在り方に関する検討会報告書）	
○ <u>家族支援の重視</u>	(1) - ②
○ <u>ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）</u> ○ <u>保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）</u>	(1) - ③
○ <u>地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮</u>	(1) - ④
現行（第 4 期）の障害福祉計画に係る基本指針 基本的理念 ・障害福祉サービスの充実及び都道府県の適切な支援等を通じた障害福祉サービスの均てん化	(1) - ⑤

【基本的理念に盛り込む内容（案）】

□障害児の健やかな育成のための発達支援

- ①障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援することが必要である。
- ②障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにする。
- ③障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

- ④障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- ⑤障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図る。

（２）「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」として、次の内容を記載してはどうか。

- ①子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・ 基本的に、現行指針に記載されている内容と同じ
- ・ 保健、医療、就労支援等の関係機関と連携を図るべき旨を追記

- ②地域支援体制の構築として、

ア. 障害児通所支援等について、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。

【新規】

- ・ 障害種別や年齢別のニーズに応じた支援提供の体制整備の必要性について記載

イ. 児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図る。

- ・ 基本的に、現行指針に記載されている内容と同じ
- ・ 障害児通所支援等との連携について明記

ウ. 障害児入所支援についても同様に、専門的機能の強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児への対応等を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要がある。特に、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。

・基本的に、現行指針に記載されている内容と同じ

エ. これらの障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携を取りながら進める必要があるため、都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定することが必要である。

・基本的に、現行指針に記載されている内容と同じ

オ. 障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要がある。

【新規】

・障害児通所・入所支援は、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることを明記するとともに、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要性について記載

③保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援として、

ア. 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。また、障害児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、それぞれの子育て支援担当部局との連携体制を確保することが必要である。

・基本的に、現行指針に記載されている内容と同じ

・連携が必要な子育て支援施策を具体的に追記

イ. 障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提

供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、都道府県及び市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。

- ・ 基本的に、現行指針に記載されている内容と同じ
- ・ 就労移行支援等との連携を追記

④地域社会への参加・包容の推進として、

- ア. 保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要がある。

【新規】

- ・ 保育所等訪問支援を活用した地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進の必要性について記載

⑤特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備として、

- ア. 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図る。

- ・ 現行指針を見直し、「身近な地域において」支援を受けることができる体制整備の必要性について明確化

- イ. 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図る。また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネ

ネーターは、

- (ア) 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげるとともに、
 - (イ) 協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する
- といった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で配置することも考えられる。

・ 現行指針を見直し、医療的ケア児に対する障害児支援等の充実、関係分野が連携を図るための協議の場の設置等による総合的な支援体制の構築、コーディネーターの配置促進の必要性について記載

- ウ. 強度行動障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

【新規】

・ 人材育成等を通じた支援体制の整備の必要性について記載

- エ. 虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

・ 基本的に、現行指針に記載されている内容と同じ

⑥障害児相談支援の提供体制の確保として、

- ア. 障害児相談支援は、障害の疑いの段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っている。このため、障害者の相談支援と同様に、障害児の相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。

【新規】

・ 障害児相談支援の質の確保及びその向上による支援提供体制の構築の必要性について記載

- (3)「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関する基本的事項」において、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」として、次の内容を記載してはどうか。

○都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行うものとする。

- (4) これらの内容の他、以下の内容を盛り込んでどうか。

- ①障害児通所支援等を利用する障害児が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害児への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要である。
- ②障害児の安全を確保するため、地域共生社会の考え方に立ち、平常時から地域の障害児を見守る体制づくりに努め、災害時にも対応できるようにすることが必要である。障害児通所支援等は、地域の拠点であることも踏まえ、地域の関係機関との日常的な連携を促進することが必要である。

2. 成果目標

現在の障害児通所支援の全国的な状況や医療的ニーズへの対応状況などを踏まえ、障害児に対し、必要な発達支援が受けられるよう、障害児支援の提供体制の整備を図る必要がある。このため、次のとおり、成果目標を設定してはどうか。

□障害児支援の提供体制の整備等

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
 - ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪

問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- ・重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。

③医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

④放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標

- ・放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標について検討する。

3. 活動指標

(1) 活動指標については、次の指標を盛り込むこととしてはどうか。

- ①児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数及び利用日数
- ②障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用児童数
- ③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(2) 各都道府県・市町村が、活動指標の見込値を見込む際には、成果目標を踏まえながら設定するものとし、勘案する事項は次の表のとおりとしてはどうか。

サービスの種類	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	○	○	○	○	○	○	
訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数		○	○	○	○		
障害児相談支援の利用児童数	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設の利用児童数	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設の利用児童数	○	○	○		○		